

会 長 講 演

グローバル時代の赤十字の看護と看護教育

Nursing and Nursing Education of Red Cross in the Global Age

浦田喜久子 Kikuko Urata (前日本赤十字九州国際看護大学)

キーワード：赤十字，看護教育，グローバリズム，ユニフィケーション

key words : Red Cross, nursing education, globalism, unification

はじめに

本学会は、「人道」、「看護」、「国際性」をキーワードとしてプログラムを構成した。学会の始まりにあたり、赤十字の歴史を振り返り、私たち赤十字の看護師として、何を大切に受け継ぎながら、未来に向かってどう進んで行くのか、皆様と考えていきたい。

I. 赤十字と日本赤十字社の誕生

アンリー・デュナン（以下デュナン）が、1863年イタリア統一戦争による激戦地ソルフェリーノにて「…人間皆兄弟だ」と救護活動を行ったことから、赤十字の思想が誕生した。1862年、「ソルフェリーノの思い出」を出版し、戦いの現場の惨状を述べ、「①敵味方の差別なく救護する、②国際的な救護団体を創設する、③国際協定を制定する」ことの必要性を国際的に広く訴えた。1863年、デュナンの考えに共感し、国際負傷軍人救護常置委員会（5人委員会：後の赤十字国際委員会ICRC）が発足し赤十字が誕生した。1864年、負傷兵は敵・味方の差別なく救護すること、戦場では救護活動を行う病院や看護人を攻撃せず保護することを条約とした「ジュネーブ条約」が12か国によって調印された（2017年現在196か国加入）。

一方、日本では、佐野常民（以下常民）が、1877年（明治10年）西南戦争における熊本県田原坂の惨状を知り、負傷兵を助けるため、大給恒と共に博愛社（後1887年、日本赤十字社）を設立した。ジュネーブ条約には1886年に加盟した。本年は、博愛社誕生から140年にあたる。

II. デュナンと常民

2017年に発刊された「人道研究ジャーナル」に掲載されたデュナンの「赤十字理念の誕生」について語った回想録には、『私は、イタリアでの戦争が勃発する以前から負傷兵に対する人道的な取扱いの問題に付き、しばしば、考えていた』、『クリミア戦争の折には、フローレンス・ナイチンゲール女史の仕事に特別の関心を寄せた』、『1859年、戦闘が開始されると直ちに知り合いの参謀総長から推薦状を書いてもらいイタリアに行った』と述べている（太田，2017, pp.6-7）。デュナンの赤十字思想の発想は、現場に居合わせた者の偶然の発想ではなく、常日頃から戦場における人道的活動を行いたいと考えていたことが分かる。

デュナンは、孤児保護員や医療関係の行政を担当する国会議員の父親と児童教育や福祉問題に取り組む経験なクリスチャンの母親に育てられている。幼い頃から母親と活動を共にして奉仕する喜びを体得し、青年期には、キリスト教青年会（YMCA）を創設するなど献身的な精神を培い、人道的な問題に高い関心を持っていた。

常民は、旧佐賀藩出身で、医藩である佐野家に養子となり、幼少時より「弘道館」で学問を広く学び、さらに緒方洪庵、花岡青洲、伊東玄朴等の塾で、漢学や蘭学、医学を学び、特に、「医の倫理」を心に焼き付けた。1867年、佐賀藩からパリ万博に派遣され、「赤十字思想」と出会い深い感銘を受けた。1882年、博愛社総会で、「人々は文明化の象徴として法律の完備や器械の発達をあげるが、私は赤十字のような国際組織の発展こそ、文明進歩の証拠と考える」と述べている（榊井・森，2014, p.31）。

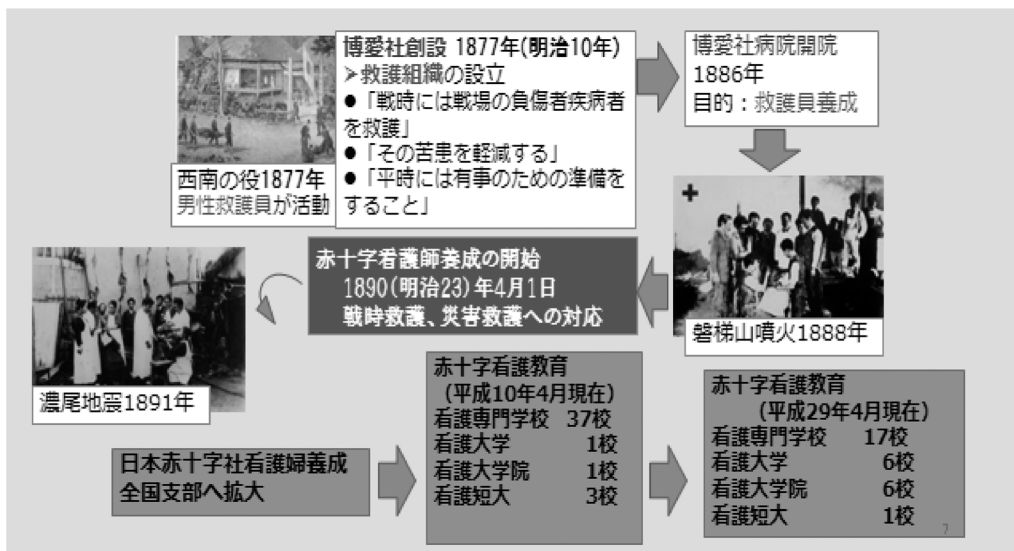


図1. 日本赤十字社の看護師養成

さて、デュナンと常民は、救護団体を設立することをどうして発想できたのか、戦場の悲惨さを見て、あるいは耳にして、たまたま思いついたのだろうか。

二人の偉業の発想や創造を生みだし、実践に至った過程には、前述したように、慈善や人道に関心を寄せ、育成するような教育、育った環境、そして、情熱とたゆまぬ努力などの共通点が見いだせる。発想に至る思考を熟成する「種火」を育成することの大切さが理解できる。

III. 日本赤十字社の看護師養成

1877年(明治10年)、敵・味方差別なく負傷兵を救護することを目的に博愛社が設立され、1886年に、救護員養成のため博愛社病院が開設された。1888年に、磐梯山噴火による被災に対して初めて救護員(医師)を派遣したことは、世界的組織である赤十字としても初めてのことであった。1890(明治23年)年、戦時救護員の養成を目的に看護師養成が開始された。看護師養成が博愛社設立よりやや遅れたのは、養成規則の整備や看護教員を探すのに時間を要したためである。1891年の濃尾地震の救護に看護師養成の第1回卒業生が派遣され、その活躍が大変評価を得たことから、養成の目的に災害救護員の養成も追加された。その後、看護師養成は、全国の赤十字支部に拡大され、平成10年には、看護専門学校37校、看護大学(大学院)1校、看護短大3校にて養成された。社会の科学技術高度化や医療技術化の高度化に伴い、看護教育の高等教育化が進み、日本赤十字社において、看護教育の検討がなされ、それに基づき、看護大学の設置が進められた。平成29年度では、看護大学6校、大学院6校、看護短大1校、看護専門学校17校にて教育されている(図1)。



図2. 萩原タケ 姉

IV. 赤十字の看護の発展 —世界から日本へ、日本から世界へ—

赤十字看護師養成所卒業の看護師は、世界の赤十字との繋がりもあり、国内外で活躍した。特に、明治29年卒業の日本赤十字病院の監督を務めた萩原タケの活躍は目覚ましい(図2)。

日本はICNの前身である万国看護婦會にはまだ未加入であったが、萩原は名誉副會長を務めている。その時に日本の加入も進められたが、組織を超えた看護婦の団体で加入することが条件であったため、萩原は、1933年(昭和8年)に日本帝国看護婦協會(後の日本看護協會)を設立し、日本帝国看護婦協會會長となり日本帝国看護婦協會として、同年、看護婦国際協會に加入した。

また、赤十字の看護婦は、赤十字国際会議で決議されたものや、国際的に開催される講習会等に参加し、看護の質を高めた。

1921年（大正10年）の赤十字国際会議で「公衆衛生看護事業」の推進が決議されたことに伴い、日本赤十字社は、1922年（大正11年）東京、大阪にて産婆教育を開始し、社会看護婦（保健師の前身）、養護訓導（学校看護婦）の教育も行った。

また、児童健康相談、衛生講習会、家庭看護法の普及に努め、公衆衛生の向上に貢献した。

V. 戦時救護

敵・味方の差別なく救護することを目的に活動する赤十字は、日清、日露、第一次世界大戦において、他国の負傷兵の救護活動も行った。第一次世界大戦では、初めて、救護看護婦をロシア、フランス、イギリス等へ派遣した。第二次世界大戦では日本赤十字社は、陸軍の招集令状をもって招集し、陸軍の指揮の下に救護活動が行われた。日本赤十字社は、31,450人の看護婦を海外へ派遣したが、その救護活動は惨状を極め、約1,000人の看護婦が殉死した（図3）。

日本赤十字国際人道センター発刊の人道研究ジャーナル（2016年）に掲載された戦後70年インタビューより、下記に2事例抜粋する。

1. 16歳・新人看護婦が見たフィリピン 木村美喜氏（元日本赤十字社第301救護員）（木村、2016, pp.69-76）

- ・ 宿舎に小銃の弾がバンバン、パキパキと飛んでくるようになりました。（中略）軍司令部山下閣下から『救護員も兵員なり。女性といえども最後まで戦い、担送患者の一人でも多く内地護送するこ

と』と伝達があり、救護班の内地引上げはなくなりました。

- ・ 病棟の屋根の上には大きな赤十字のマークがいくつも付いているのですが、爆撃機はその赤十字を目掛けて次々500キロ爆弾を落としていったのです。
- ・ 昨日隣に寝ていた人がどんでんなくなり、大勢の患者さん、看護婦がこのジャングルの中で亡くなりました。こんな悲惨な戦争は二度としてはいけません。本当に辛いことでした。
- ・ 八月に入ると『いざとなったら、これで自決するように』と手榴弾が渡されました。

2. 赤十字条約に守られてビルマからインドへ 平井越子氏（元日本赤十字和歌山支部第490救護班員）（平井、2016, pp.116-118）

- ・ 昭和20年のある日、突然転身命令があり、（中略）外に出るとイギリス軍のジープがおいてあり…『…私たちは、赤十字の条約により、あなた達を保護します』…頼んだ日用品を早速持ってきてくれて、私たち専用のテントも建ててくれました。その後、日本人が収容されている捕虜収容所でイギリスのナースの助手として看護をする仕事をしました。
- ・ ある日、インドの日本人収容所へ派遣する医療班の看護婦としてデリーまで行き、インドのナースの助手をして日々過ごしました。
- ・ 道北さんが弾に当たって重傷を負ったときに、イギリス軍がヘリコプターを出してくれ、軍の病院に連れて行き手当てをしてくれ、イギリスから良薬や必需品を手配し、輸血までしてくれました。敵味方の差別なく赤十字の博愛の精神を強く感じました。



図3. 戦時救護

この2事例は、赤十字条約が守られているものと、そうでないものが示されている。

このような戦争体験から、私たちは何を学び、何を伝えていくかが重要なことである。戦後70年余経過するが、これまで戦時救護体験は、十分語り伝えられなかったように思う。それは、体験があまりに悲惨で語るができなかったことも影響しているかもしれない。戦争体験のない私たちは、体験者の話を聞き、事実を記録し伝えていくことが重要と考える。そして、木村氏が『こんな戦争は二度としてはいけません』という言葉に深く噛みしめ、平和な社会を作る努力をしていくことが大切である。具体的には、「人道」の普及や「ジュネーブ条約」の普及に努め、赤十字人の人づくりをしていくことが重要と考える。

第二次世界大戦後、日本赤十字社は、戦時救護や戦後処理に社費を使い果たし壊滅状態にあった。また、戦争が終了したので、戦時救護を主とした活動をする赤十字は必要ないとの意見があったが、日本が平和国家として新たに発足するに当たって、「日赤のような国際的・中立的な人道団体を通じて世界各国と親交をはかっていきたい」という国民の願いがあった（榊井・前澤・田島他、2002, p.50）。このような状況から、日本赤十字社は社法の制定に努力し、1952年、第13回国会にお各党議員の共同提案として日本赤十字社法が提出され制定された。社法には、第二次世界大戦中、日本赤十字社も軍隊などによって、その中立が脅かされた事を踏まえ、その自主性を尊重されねばならないことが明記された。

また、1991年、湾岸戦争勃発時、国から医療救護班派遣の要請があったが、第二次世界大戦時の救護員派遣についての経験から、日本赤十字社は、赤十字国際委員会の要請で派遣することを貫いた。さらに、「武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）：第7条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない」と明示された。この法律の作成時に、日本赤十字社は、赤十字の特性を主張したとのことであった。このように、赤十字は、赤十字の原則の下に行動できるよう努力するとともに、いまだに、赤十字の活動時に、救援者の死傷者が発生する状況において、「人道」の普及に努めることが必要である。

VI. 赤十字の諸原則

赤十字の原則は、1955年、法学士で国際赤十字委員会会長であったジャン・S・ピクテ氏によって研究され、「赤十字の諸原則」として論文として出版された。これは、ジュネーブ条約やこれまでの赤十字の活動に

ついて論考されたものを体系化したものである。赤十字の存在理由や赤十字の機構とその活動方法に関するものを説明している。1965年、第20回赤十字国際会議で「国際赤十字・赤新月社運動の基本原則」が決議され宣言された。第25回赤十字国際会議にて改訂される。それは、「人道」「公平」「中立」「独立」「奉仕」「単一」「世界性」であり、「『あらゆる状況下において神玄の苦痛を予防し軽減する。その目的は、生命と健康を守り、人間の尊厳を確保することにある。』という「人道」こそが赤十字の基本で、他の原則は、人道の原則を実現するために必要となるものである」と示された。

1965年、赤十字の原則が採択され、出版された当時の日本赤十字社社長であった島津忠承氏は、この原則によって、「『赤十字とは何か。どこへ向かって進んでゆくのか。赤十字は何を信じているのか。』をはっきり知っておく必要がある。そして『実践しなければならない』」と述べている（ピクテ、1958）。これは、大変含蓄のある言葉で、原則が赤十字そのものであり、赤十字の理念、行動の原則であることを明確に知らせている。

VII. 赤十字の活動

赤十字の活動は、赤十字国際委員会（ICRC）と国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社によって行われる。

1. 赤十字国際委員会（ICRC）の活動

赤十字国際委員会は、

- ・戦時・紛争時下において、中立機関として犠牲者の保護と救援
- ・捕虜や抑留者の訪問、調査
- ・離散家族の安否調査や再会
- ・人道法の普及
- ・新しく創設された赤十字・赤新月社の承認

等で、主に、戦時・紛争に関する支援を行っている（図4）。

2. 国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の活動

赤十字社連盟（現 国際赤十字・赤新月社連盟）は、第一次世界大戦後1919年（大正8年）に、日本、イギリス、フランス、イタリア、アメリカの赤十字代表会議委員会において決議され設立された。「全世界を通じて、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減を目的」として平和事業を行うことを強調した。現在190社が加盟している。

主な活動は、

- ・災害現場での救援活動や災害に備えた活動
- ・保健衛生や救急法の普及
- ・社会福祉活動
- ・医療活動や看護師養成、ボランティアの養成



図4. 赤十字国際委員会の活動



図5. 赤十字・赤新月社連盟の活動

- ・ 青少年赤十字活動の促進
- ・ 人道法の普及

等である (図5)。

3. 各国赤十字社・赤新月社の活動

連盟は、10年ごとに戦略(図6)を立てているが、この戦略に基づき各国赤十字・赤新月社は同方向に向けて活動する。各国赤十字社は、さらに具体的の方策を立て、中間評価や実施報告など行い、実践可能なものとして活動している。

世界のネットワークを持つ赤十字が、「人道」に関する共通の課題に対して同じ目標を持って活動し前進することは、未来の社会の創造の上で有益な事と考える。

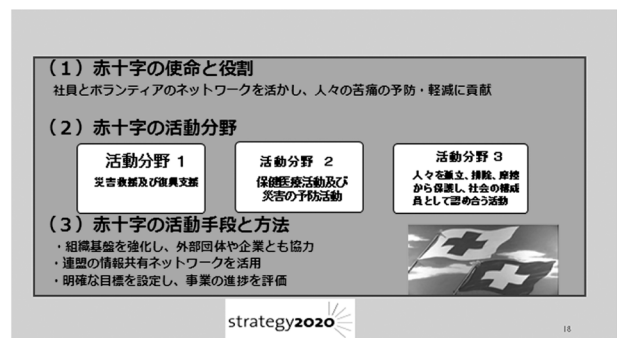


図6. 国際赤十字・赤新月社連盟「2020年に向けての戦略」

4. 世界災害報告から

災害は、気候変動等の影響もあり、年々、大規模化している。国際赤十字・赤新月社連盟は、1993年より毎年「世界災害報告」を出版しているが、その内容は、自然災害、紛争、大事故などの事例の検証、蓄積した過去のデータと比較・分析し、今日的課題と教訓を導いたものである（表1）。

災害による被害は、多くの要素を含んでおり、それぞれの被害は異なっているが、検証や分析によって、災害の傾向や時々の特徴が理解でき、次なる防災・減災のために非常に重要な内容となっている。

2007年の報告は、「差別に焦点を当てる：災害が人を差別するのではない、人が差別するのだ」がテーマとなっている。世界中で共通している事象や提言がまとめてあるが（表2）、差別は、緊急時により激化し、そもそも、高齢者、マイノリティ、障害者等の人数の公式データが欠如し、これらの人々のニーズそのものが表面化せず、深刻な事態を生じている。災害の発生前・時・後の計画からもこのような人々を除外されていることが多いと述べ、そのための提言（表参照）をしている（国際赤十字・赤新月社連盟、2007, pp.3-7）。「人道」は助けをより必要とされる人に注目し、手を差し伸べる。しかし、現実には、そうでないことを示している。災害時こそ、注意を払うべき課題として常日頃から対策をしておくことの重要性が理解できる。

国際赤十字・赤新月社は、非政府組織（NGO）と「国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範を作成した（表3）。

救援者は、この行動規範に基づき、救援活動による受益者の人権を守り、ニーズに合った支援となるよう行動する。現在500以上の組織が加入している。

VIII. これからの赤十字

筆者は、日本赤十字社長・国際赤十字・赤新月社連盟会長である近衛忠輝氏とICRC東京事務所駐日代表リン・シュレーダー氏に、「これからの赤十字」についてインタビューした。インタビューの抜粋を以下に

表1. 世界災害報告

年	テーマ	年	テーマ
2000	公衆衛生	2005	災害における情報
2001	復興	2006	忘れられた危機
2002	リスクの軽減	2007	差別
2003	援助における倫理	2008	HIV/AIDS
2004	コミュニティの回復力	2009	早期警戒と早期行動

表2. 世界災害報告2007年「差別に焦点を当てる」

災害が人を差別するのではない、人が差別するのだ。	
<p>（世界中で共通している事象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前にも差別は発生するが、災害後の緊急時に激化する。 ・高齢者やマイノリティ、障害者の人数を記録した公式データの欠如で表面化しにくいことが多い。 ・表面化しない事例では、援助機関が緊急調査において弱者やそのニーズを分析しにくい限りより深刻な事態となる。 ・弱者グループは緊急事態の発生前、発生時、また発生後も災害計画のプロセスから除外されることが多い。 	<p>提言（要約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国は、脆弱性または社会的規範によって緊急時に差別リスクを負う可能性のある人すべてに特定が出来るよう支援を受け、実現を後押しされる。 ・マイノリティの脆弱性に対する共通理解を確立するために、明確な定義について合意する必要がある。 ・援助機関は、情報の共有、経験による学習、差別の影響を示す共通指標を整備し、初期ニーズ調査の改善が必要がある。 ・マイノリティの為の地域に根ざした能力の育成。 ・マイノリティと社会的弱者は、緊急時/非緊急時の事業計画立案や実施に参加する支援を受け、参加を可能にする。 ・援助機関は、地域社会の中でマイノリティと社会的弱者への否定的な態度を改めるよう擁護しなければならぬ。

表3. 国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範

スフィア・プロジェクト：人道憲章と災害援助に関する最低基準（2004）		
1	人道的見地からなすべきことを第一に考える。	6 我々は地域の対応能力に基づいて災害救援活動を行うように努める。
2	援助はそれを受ける人々の人種、信条あるいは国籍に関係なく、またいかなる差別もなしに行われる。援助の優先度はその必要度に基づいてのみ決定される。	7 援助活動による受益者が緊急援助の運営に参加できるような方策を立てることが必要である。
3	援助は、特定の政治的あるいは宗教的立場の拡大手段として利用されてはならない。	8 救援は、基本ニーズを充たすと同時に、将来の災害に対する脆弱性をも軽減させることに向けられなければならない。
4	我々は政府による外交政策の手段として行動することがないように努める。	9 我々は、援助の対象となる人々と、我々に寄付をしていただく人々の双方に対して責任を有する。
5	我々は文化と慣習を尊重する。	10 我々の行う情報、広報、宣伝活動においては、災害による被災者を希望を失った存在としてではなく、尊厳ある人間として取り扱うものとする。

記す。

《近衛忠輝氏：2017年3月22日》

- ・世界では、亀裂が広がっており、赤十字の人道のニーズが高まっている。この時こそ、7原則に立ち返る必要がある。原点に帰らなければならない。それほど、世界の情勢は厳しくなっている。
- ・7原則は赤十字の最後の拠り所となるが、その使命を果たしているか、応えているか考えなければならない。「人道」は原則であるが、現実的な問題もあり、バランスの問題もある。原則をお題目として唱えていても説得力がない。活動を通して示していくことが必要である。

《リン・シュレーダー氏2017年4月4日》

- ・世界の情勢は、厳しい状況にあるが、大戦中から考えるとよくなってきている。ポジティブなことも考えていかななくてはならない。
- ・人権を守る活動について、今まで実施してきた積み重ねがあって今がある。人道法を理解しない人達にも最善を尽くし、原則に基づいて人道活動を行うことが重要。赤十字は、原則に基づいて長年にわたって行動していることを示す。積み重ねしかない。原則を曲げずに行動していることに意味がある。

二人とも、世界の人道上の危機的状況下にあって、これまでの赤十字の行動の積み重ねによる信頼を壊さず、今また、赤十字の7原則に立ち返り、原則に基づいて行動することの重要性を述べている。

赤十字が誕生して150年余経過するが、今も、紛争、テロ、差別、貧困、大災害など、人道的危機状況にある。改めて、島津(元)社長が述べた「赤十字とは何か、どこへ向かって進んでゆくのか、赤十字は何を信じているのか。」「実践されねばならない」という発信を深く胸に留め、前に進んで行くことが大切である。

IX. 赤十字の看護と看護教育の発展

1. 人材育成

世界的な人道の危機状況にある現代、人類が求めていることは、生命と健康の保持、人権の尊重、苦しみや予防や低減、差別のない世界、安全安心な環境であろう。このような社会を創造していく次代を担う若者の育成が重要である。

赤十字と日本赤十字社を創設したデュナンと常民は、前述したように、幼い時からの環境や教育、関心や体験等が新しい考えの発想へと大きく影響していた。

「人道」に深い関心を持ち、実践できる人材を育成するには、発想への「種火」をともし、体験からの深い学びによる思考の熟成を図り、信念を確固たる意思

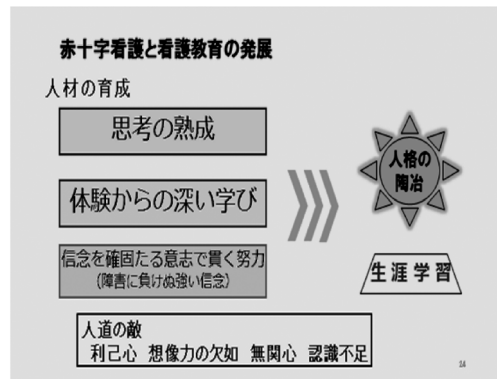


図7. 人材育成

で貫く意思を持つことができる人材へと育つよう働きかける事が重要と考える。学べる環境を整え体験の場を作り、熟慮の機会の提供、そして、共に人間としての触れ合いを大切にしながら関わっていくことが必要だろう(図7)。

2. 赤十字機関のネットワークを生かして

赤十字は、赤十字国際委員会(ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)の世界的ネットワークを持ち、国内においても、医療福祉施設、支部、血液センター、教育・研究機関を多数持っている大きな組織である。教育に、このネットワークを生かすことができればより大きな成果を得ることができる。

1) 大学と医療福祉施設のユニフィケーション

- ・臨床の課題を共同研究し、改善を図り臨床の質を向上する
- ・EBNに基づいた看護実践のために研究成果の活用を図る
- ・教育(臨床での教育、卒後教育)の場を提供する

2) 研究機関としての役割

- ・看護を探究し、成果を臨床へ提供する
- ・赤十字活動の研究を深める
- ・赤十字の歴史・原則等の研究を深める

3) ICRC, ICFR, 日本赤十字社、支部等との連携

- ・各機関が実践している救援活動に参加し、実践力・研究力を高め、教育に生かす(学生は研修体験)
- ・研修会等に参加する

等、連携を強化して相互に生かす余地はまだ十分にある。世界的組織であることを生かして、連携のシステムを作り運用することによって、赤十字のそれぞれの機関が強化されるとともに、赤十字全体のネットワークが強靱なものとなると考える。

「人道」は、人道の活動によって、『…すべての国民間の相互理解、友情、協力、及び堅固な平和を助長する』。しかし、世界はまだ、紛争やテロが多発し、世界的に内向きな傾向にある。このような混沌としている世界状況は、一気に解決出来るような特効薬や手術

療法は望めない。地球に暮らす一人一人がお互いに支援しながら、平和な世界に向かって努力していくことが求められる。一人一人の意識や行動、また、これからの平和な社会に向けての人作りが問われている。

文献

平井越子 (2016). 赤十字条約に守られてビルマからインドへ. 人道研究ジャーナル, 5, 116-118.

木村美喜 (2016). 十六歳・新人看護婦が見たフィリピン. 人道研究ジャーナル, 5, 69-76.

国際赤十字・赤新月社連盟 (2007). 世界災害報告.

3-7.

榊井孝・前澤長治・田島弘・三根武・下地恵二・小林潔 (2002). 日本赤十字社法制定50周年記念. 東京：日本赤十字社.

榊井孝・森正尚 (2014). 世界と日本の赤十字—世界最大の人道支援機関の活動. 東京：東信堂.

太田成美訳 (2017). 赤十字理念の誕生—人類への愛国心. 人道研究ジャーナル, 6, 6-7.

ピクテ・ジャン (1958). 推薦の辞. 東京：日本赤十字社.